

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

国民健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（藤色）を送ります

国民健康保険加入者に、8月1日～令和7年7月31日まで有効な被保険者証を、7月末までに送ります。

▶被保険者証は個人ごとに封筒に入れて世帯主宛てに送付します。

▶学生や施設などに入所し、住民票を市外に移している人の被保険者証も世帯主宛てに送付します。

▶70～74歳の人には、「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

▶被保険者証の有効期限が一部異なる人もいます。

▶マイナ保険証への移行に伴い、令和6年12月2日から被保険者証を紛失などした場合、再発行できなくなるため注意

▶被保険者証は廃止以降も被保険者証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。被保険者証の有効期限が切れる場合、マイナ保険証をお持ちの人は「資格情報のお知らせ」、お持ちでない人は、従来の被保険者証に代わる「資格確認書」を送付予定です。

■資格喪失手続きなどについて

社会保険などに加入した場合は、国民健康保険の資格喪失の届け出が必要です。

持ち物 ①社会保険の被保険者証②国民健康保険の被保険者証③マイナンバーの分かるもの
※それぞれ該当者全員分必要

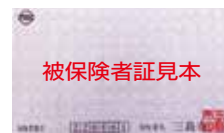
提出先 保険年金課窓口

※40～64歳で、介護保険適用除外施設に入退所する人は手続きが必要です

■一部負担金の減免について

災害などにより資産に重大な損害を受けた、失業により収入が著しく減少したなど、医療費（一部負担金）の支払いが困難で、一定の基準を満たした場合、減免などが受けられます。

問保険年金課 ☎ 983・2604



▲色が「クリーム色→藤色」に変更されます

情報

7月12日(金)発送 令和6年度国民健康保険税納税通知書

国民健康保険税は、世帯主、被保険者などの前年中の所得に応じて計算されます。令和6年度からの主な変更点は以下のとおりです。

■賦課限度額の変更

	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)
医療分	65万円	65万円
支援分	22万円	24万円
介護分	17万円	17万円
合計	104万円	106万円

■所得による軽減制度に係る対象範囲の拡大

軽減割合	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)
2割軽減	43万円+(53.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者などの数-1)}以下の世帯	43万円+(54.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者などの数-1)}以下の世帯
5割軽減	43万円+(29万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者などの数-1)}以下の世帯	43万円+(29.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数)+{10万円×(給与所得者などの数-1)}以下の世帯
7割軽減	43万円+{10万円×(給与所得者などの数-1)}以下の世帯	43万円+{10万円×(給与所得者などの数-1)}以下の世帯

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する人を指します。

※給与所得者などは、一定の給与所得者(給与収入55万円を超える人)または公的年金所得者(公的年金などの収入が60万円を超える65歳未満の人、または125万円を超える65歳以上の人)を指します。

■発送日

7月12日(金) ※配達に1週間程度かかる場合あり

■減免について

災害などにより資産に重大な損害を受けた場合や、失業などにより収入が著しく減少した場合などで、国民健康保険税の納付が困難なときは、一定の基準を満たすことで減免などが受けられる場合があります。

問税額・減免について 課税課 ☎ 983・2626

問加入・脱退について 保険年金課 ☎ 983・2604

問納付相談について 市税収納課 ☎ 983・2629

情報

国民健康保険のお知らせ

医療費通知書の発送・限度額適用認定証について



限度額適用
認定証について

医療費通知書を発送します

医療費通知書は医療費全体額をお知らせするものです。この機会に、実際にかかった医療費を確認し、はしご受診や夜間・休日の割高な受診などが家計の負担になっていないかを確認してみましょう。この通知書は確定申告の医療費控除申告手続きに使用できます。(医療機関などの欄が明記されていないものは領収書が必要) また、マイナンバーカードを健康保険証として登録することで、マイナポータルで医療費通知の情報を確認できるようになります。

■ 7月下旬発送の医療費通知書について

1～2月診療分の医療費を通知します。(以降2カ月分ごとに8月、9月、11月、令和7年1月、3月に郵送予定)

☑国民健康保険加入者で今年1月以降に医療機関などを受診した人

☒再発行はできませんので、大切に保管してください。

限度額適用認定証について

医療費が高額になりそうなき、限度額適用認定証を保険証とともに各医療機関で提示すると、窓口負担額(入院・外来は別扱い)が自己負担限度額で済みます。限度額は年齢と所得によって異なり、認定証の交付には市役所窓口(保険年金課国保係)での申請が必要です。なお、マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)をお使いの方は「限度額適用認定証」の事前申請は不要です。マイナ保険証の利用をぜひご検討ください。

■ 交付対象

国民健康保険に加入し国民健康保険税に滞納のない人で、70歳未満の人、または一定の所得区分に属する70～74歳の人

※詳細は市ホームページ

☎保険年金課 ☎ 983・2604

情報

家庭での保育が困難なときに、病気のお子さんを預けることができます

病児・病後児保育サービスをご利用ください

子どもが病気で家庭での保育が難しいときのために、病児・病後児の保育サービスがあります。

■ 病児保育

申込み	光ヶ丘小児科 ☎987・2200	函南平出クリニック ☎978・1366
定員	各12人	
対象	満6カ月～おおむね10歳未満で以下のすべてに該当する子 ①病氣中(発熱、感冒、扁桃炎、気管支炎、嘔吐下痢症、中耳炎、結膜炎、とびひ、突発性発疹、水痘、インフルエンザ、骨折、肺炎、おたふく風邪など)の子 ②保護者が勤務や出産・病氣・冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な子	
利用料	市民と市内の認可保育園に通園している園児は無料 ※そのほかの児童は1日2,000円	
利用方法	事前登録・予約が必要です。 ※各施設へお問い合わせください	

■ 病後児保育

申込み	恵明保育園 ☎975・1940	まりあ保育園 ☎939・5353
定員	各3人	
対象	満1歳～おおむね10歳未満で以下のすべてに該当する子 ①病氣の回復期で、まだ集団保育(保育園・幼稚園・学校など)が適さない子 ②医師が病後児保育の対象として認めた子 ③保護者が勤務や出産・病氣・冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な子	
利用料	市民と市内の認可保育園に通園している園児は無料 ※給食あり、食費・リネン代の実費1日350円	
利用方法	事前登録・予約が必要です。 ※各施設へお問い合わせください	

☎こども保育課 ☎ 983・2611